

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：25403

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530142

研究課題名(和文)シンガポール共和国の「裏」憲法と政治秩序 治安維持法の分析を中心として

研究課題名(英文)Political Orders in Singapore: The Roles of the Security Act and the Constitution

研究代表者

板谷 大世 (ITAYA, TAISEI)

広島市立大学・国際学部・准教授

研究者番号：80264919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：英国植民地であったシンガポールは1959年に内政自治権を得た。その時に成立した人民行動党政府は今日まで継続している。なぜこの政府は安定しているのか。先行研究が内政自治政府の誕生後の政策や同党指導者の政治思想からこの問いに答えようとしているのに対し、本研究では植民地時代に成立した政治秩序に注目してこの点を明らかにしようとした。英国植民地政府はシンガポールの政治秩序の維持に高い関心を示し、内政自治政府成立後もこの政治秩序の継続を望んでいた。人民行動党の指導者はこの英国の意向を理解し、植民地時代の秩序維持方法を継続させることで、内政自治権獲得後のシンガポール政治を安定させたとの知見を得た。

研究成果の概要(英文)：The British Colony of Singapore was granted internal self-government in 1959. Since then and until today, the People's Action Party (PAP) has been in power. Why is the PAP government stable and long-lasting? This study attempts to find out what makes the government durable. Previous works try to explain the durability by focusing on the PAP's government policies or the party leaders' philosophies after attaining the power.

This study explains the durability of the PAP government by focusing on the political orders during the colonial days. The British paid serious attention to the local political orders after the World War II. This study finds out that the durability of the Singapore's government rests on the continuity of the political orders which were first regulated during the colonial days. Local political leaders who shared the same philosophy with the British colonial government in respect of these political orders, were eventually able to gain political power.

研究分野：東南アジア研究

キーワード：シンガポール 人民行動党(PAP) 公共の安全を維持する条令(PPSO) 憲法 治安維持法 英国 植民地

1. 研究開始当初の背景

(1) 英国の植民地であったシンガポールでは、1959年に内政自治権が英国から移譲され総選挙が行われた。その選挙で勝利した政党が人民行動党(以下、PAPと略)であり、同党はその後のすべての総選挙で勝利し、1959年から今日まで政権与党の座にある。

(2) 長期にわたる安定した政権、または政治体制は研究者の関心を引き、これまで多くの研究がなされてきた。しかしながらその多くの研究は、PAPに注目した政党組織研究、またはその指導者に注目した研究、またはPAP政府の政策研究が中心であり、PAP政権誕生以前の政治秩序とPAP政権誕生後の政治秩序を結びつけた研究は少ない。

(3) 自治政府の誕生は、英国の脱植民地政策の一環であつた。なぜなら、自治政府は英国主導で制定された憲法改正の結果誕生したからである。自治政府の権限、その構成員などに関しても、あらかじめ憲法で規定されていた。しかしながら、先行研究ではこうした政治秩序の連続性に注目して自治政府の分析を行ったものは少ない。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、英国が太平洋戦争終結後にシンガポールで追求した政治秩序の連続性と、それが自治政府の誕生に与えた影響からPAP政府の特徴、その政府の性格をとらえ直そうとした。

(2) 具体的には戦後の政治秩序に関して英国はどのような状態を望ましい状態と規定し、そのためにどのような法的措置をとっていたのか。そして、住民へ内政に関する主権を移譲する際にどのように憲法をデザインして、植民地時代に築き上げた政治秩序が維持されるように期待したのかを明らかにした。

(3) その際に注目したのは、前者に関しては治安維持を目的とした法令、後者に関しては自治政府の構成や権限を定めた憲法である。これらの法はいずれも戦後から一貫してシンガポール政治を規定してきたものであった。

3. 研究の方法

(1) 研究方法は歴史的アプローチをとった。具体的には一次資料を収集、分析し、英国はシンガポールの政治秩序の維持のためにどのような法令を制定、改正したのかを憲法改正との関連に注目しながら検討した。

(2) 資料の収集に関しては、過去に公表された公式文書だけではなく、機密解除された政府文書の収集も行った。そこでは、当時は明らかにされなかった、治安維持法の改正およ

び憲法改正の際の英国とシンガポール間の交渉内容などが確認できた。英国側の資料はロンドンにある国立公文書館(The National Archives)にて入手した。シンガポール側の政府文書の公開は英国と比較すると進んでいないので、両者の交渉内容の確認は、英国が発表した政府文書に大きく依存することになった。

4. 研究成果

(1) 英国の戦後のシンガポールの統治政策は英国の影響力をシンガポールに残しながら、独立を段階的に承認することであった。その際に、治安維持法と、住民に政治的権限を拡大する憲法改正(脱植民地化)とは深く結びつき連動していた。英国は共産主義者の政治活動が国内治安を乱すとして、治安維持法により共産主義活動を非合法化し国内治安を維持しようとした。またシンガポールの住民に自治権を認める際には憲法改正によって漸進的に政治的権限の移譲をすすめた。具体的には立法部と行政部における民選議員の比率を段階的に増やして行き、最終的には議会および内閣はすべて民選議員によって構成されることになった。

また英国は脱植民地化を進める際、シンガポールの国家主権を三分割、すなわち国内自治、外交、国防に分割して、1959年の段階では内政自治権のみをシンガポールの人民に付与した。当時のシンガポールには自前の軍隊もなく国家予算も限られていたため、国防に関する権限の移譲は現実的ではなかった。

(2) シンガポールに内政自治権を認める1958年憲法はシンガポールと英国との交渉によって制定された。憲法制定に関する会議は、1956年、57年、58年の計三回ロンドンで行われた。英国側の代表はアラン・レノックスボイド(Alan Lennox-Boyd)植民地相(Secretary of State for the Colonies)であり、シンガポール側の代表は、1955年憲法下で成立した限定的な行政権を持つ首席相(Chief Minister)を代表とする与党の代表からなる代表団であった。後に自治国の首相(Prime Minister)に就任するリー・クアンユー(Lee Kuan Yew)PAP書記長もすべての会議に同党を代表して参加していた。

1956年に行われた第一回交渉は国内治安に関する権限を巡って物別れに終わった。デイビッド・マーシャル(David Marshall)首席相を代表とするシンガポール代表団の主張と英国の主張には大きな隔たりがあった。マーシャルは国内自治権が認められた後は、国内治安に関する権限も現地政府に移譲されるべきであると主張したが、英国はその主張を認めなかった。

英国は、シンガポール国内での共産主義者の活動は、国外の共産主義活動と連動していると考えていた。そのため、国内治安の維持と国防は連動して対処しなければならない

と考へ、国防に関する権限が英国にある限り国内治安に関しても英国が最終決定権を握るべきであると主張した。そうした英国の主張に対してマーシャルは、シンガポール国内で共産主義活動と独立運動(反帝国主義運動)は運動しており、シンガポールに国内治安に関する権限も含めた完全自治権を承認することが、結果的に共産主義活動を衰えさせ国内治安が安定すると主張した。このように国内治安に関する権限に関して両者は接点を見いだすことができずに、交渉は決裂した。会議が成功しなければ首席相を辞任すると公言していたマーシャルは、帰国後に会議の失敗の責任を取って首席相を辞任する。

翌年になって独立交渉が再開されたが、この時のシンガポール側の代表者はリム・ユーホック(Lim Yew Hock)首席相であった。リム・ユーホックは英国の国内治安に関する主張を認め、内政自治権獲得後も国内治安に関して英国が関与することで合意した。その結果、内政自治政府の成立後もシンガポールの治安に関しては、シンガポールと英国の代表者がそれぞれ三名、そしてマラヤ連邦の代表者が一名からなる国内治安審議会(Internal Security Council)が合議してその任に当たることが憲法で規定されることになった。このように英国は、植民地時代に制定した治安維持法の行使に関して、シンガポールの住民の代表のみで構成される内政自治政府に対して一定の影響力を行使することを可能にする条文を、自治政府の設立を認める1958年憲法の中に織り込んだ。

(3) 以上のように内政自治政府が成立した後も国内治安に一定の影響力を行使することを可能にした英国は、内政自治政府の構成員を選出する1959年に予定されていた総選挙においても、植民地時代に築き上げた政治秩序が維持される制度の構築を目指した。

英国は1957年の第二回制憲会議において、内政自治権付与後に招集される最初の立法議会の議員資格について、植民地時代において破壊活動に関与した経歴がある人物の議員資格を認めない条項を憲法に盛り込むべきであると主張した。植民地時代に英国が構築しようとした政治秩序に挑戦した人物を、内政自治政府の決定ではなく英国主導で排除しようとするこの要求に対して、リム・ユーホック、リー・クアンユーを中心とする代表団は民主的慣行に反するとして反対の意向を示した。

この議員資格の制限に関しては今回の研究期間中に、これまで存在が知られていなかった英国の政府文書(FCO 141 Series)の大量公開(2013年)され、この新文書の中からも当時の背景を確認することができた。新たに公開された政府文書(FCO 141/15060)によれば、リム・ユーホックとリー・クアンユーは、公の場においては英国側の提案に対して非難する姿勢を見せていたが、第二回制憲会議開

催期間中にレノックス・ボイドと秘密裏に会合を持ち、この場においては英国側の提案を了解する旨を示していたことが確認できた。なお、破壊活動に関与した人物をシンガポール政治から排除することは、憲法の条文ではなく、1959年総選挙前に公布された1958年シンガポール植民地(選挙規定)枢密院勅令(The Singapore Colony ((Electoral Provisions)) Order in Council, 1958)によって実現された。

(4) このように、英国は植民地時代に作り上げた自国の影響力が維持されるような政治秩序、およびそれを担保する治安維持法が、シンガポールに内政自治権を認めた後も維持されるだけでなく、自国がその意志決定に一定程度関与できる枠組みを自治憲法に織り込んだ。また、立法部および行政部の構成員となる議員に関して、英国が植民地時代に国内治安を乱す人物を排除しようとした。一方で、自治憲法制定に中心的に関与したシンガポールの指導者もその英国の意向を理解すると同時に、植民地時代に英国が築き上げた植民地の政治秩序を維持する制度を内政自治権獲得後、つまり脱植民地時代においても利用することに合意した。

(5) 以上はシンガポールと英国との交渉における国内治安と憲法との関係であったが、1959年に政権与党となるPAP党内においても、国内治安と自治憲法の内容を軸に内紛が発生し、結果的には植民地時代に英国が期待した政治秩序と矛盾しない形で党内の混乱は決着した。

第二回制憲会議の開催中に、シンガポールのPAP党本部・支部では、ロンドンでのリー・クアンユー書記長の交渉姿勢に抗議する労働組合員らが押し寄せていた。抗議の内容は、内政自治政府成立後も英国が国内治安に一定程度関与することに同意したリー・クアンユー書記長の態度に対してである。

PAPは1954年11月、反帝国主義思想と反共産主義思想を併せ持つグループと、反帝国主義思想と共産主義に理解を示すグループとが、反帝国主義思想に接点を見だし結党した。前者は英語教育を受けた社会上層階級に属するグループであり、後者は華語教育を受けたシンガポールの国民の大部分が所属する社会下層階級と深い関係を持つグループであった。前者は大衆との接点を持たず、後者と手を結ぶことで政治的動員が可能になることを期待していた。その一方で、後者は共産主義グループとして英国当局から監視されており、隠れみのかとしての合法的政治組織を求めている(彼らが実際に武力闘争で共産主義社会を実現しようとする共産主義者であったのか、それともより穏健な手段によって社会民主主義を目指すグループであったのか)に関しては、論争が続いているが、ここでは英国政府およびPAP政府の見解に従

って彼らを共産主義者グループと呼ぶ)。

第二回制憲会議において、シンガポールの国内治安に関して英国の関与を容認するリー・クアンユーを中心とする反共産主義グループの態度に対して危機感を抱いた共産主義グループは、リー・クアンユーが帰国した後の党大会において、中央執行委員の数を増やすことで党内での発言権を強めようとした。中央執行委員選挙の結果は、反共産主義者グループと共産主義グループがそれぞれ同数の当選者を出しただけで、どちらも過半数にみたなかった。リー・クアンユーらはこの選挙結果を受けて中央執行委員への参加を拒否した。その結果、共産主義者グループが同党の中央執行委員会を乗っ取り乗っ取る形になった(8月13日)。

1954年の結党時から党書記長であったリー・クアンユーが1992年に書記長を引退するまで、書記長の座を離れたのはこの時だけである。親共主義者によって中央執行委員会が乗っ取られたPAPであったが、リム・ユーホック首相が展開した治安活動により中央執行委員の大半が拘禁され(8月21、22日)、リー・クアンユーらが中央執行委員に復帰した。与党のリム・ユーホックがなぜこの時期に治安活動を展開し、自らの政敵である野党のリー・クアンユーら旧執行部を結果的に救うことになったのか、この背景はまだ史料によって明らかされていない。

党の執行部に復帰したリー・クアンユーら反共産主義グループは、この混乱を收拾した後、反共産主義思想を持った党员だけが中央執行委員に選出されるようにPAPの党規約の改正を行った(1958年)。

(6) これまで概観したように英国支配による政治秩序から自治政府による政治秩序が生まれる移行期のシンガポールにおいて、その社会、あるいは自治政府の政権与党となるPAP党内においても、英国が望ましいと規定した政治秩序を維持するため、あるいはそれに合致させるための憲法などの法令や、PAPの党規約の改正が行われたことが確認できた。こうしたことから、英国植民地期に構築された政治秩序維持システムと1959年以後の自治政府の安定との間には深い関係があることが明らかになった。

内政自治権獲得後のシンガポールにおける政治的安定を考える際、先行研究は自治政府成立後の政府の役割、または植民地期のPAPの活動に注目する傾向があり、シンガポールの学界では特にその向きが強い。しかし、これまで述べてきたように、植民地時代にできあがった政治秩序と自治国政府成立後の政治秩序との連続性については、さらに考察深めて行く必要がある。

引用文献

Lee Kuan Yew, 1998, *Singapore Story: Memoirs of Lee Kuan Yew*, Singapore: Times

Editions Pte Ltd.

Kevin Y L Tan, 2008, *Marshall of Singapore: A Biography*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

Fong Sip Chee, 1980, *The PAP Story: The Pioneering Years*, Singapore: Times Periodicals Pte. Ltd.

板谷大世、2011、「シンガポールにおける内政自治権の獲得と治安維持条例(PPS0)-第二次世界大戦後から制憲会議までを中心に-」、『広島国際研究』第17巻、1~18ページ。

板谷大世、2014、「シンガポールの内政自治権獲得と2つのコンスティテューション-1958年シンガポール憲法の制定と人民行動党党規約改正が果たした役割-」、『広島市立大学国際学部叢書 世界の眺めかた-理論と地域からみる国際関係-』千倉書房、199~222ページ。

FCO 141 Foreign and Commonwealth Office and predecessors: Records of Former Colonial Administrations: Migrated Archives, The National Archives of the UK (TNA)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

板谷大世、「シンガポール 2011年総選挙の分析-選挙結果が示す『新しい政治』の始まり-」、『法学研究』、査読あり、86巻2号、2013年、1~71ページ。

〔学会発表〕(計1件)

板谷大世、「シンガポールの社会変化と政治動向-2011年総選挙結果から考える-」、シンガポール研究会、2013年7月13日、駒澤大学第一研究館(東京都世田谷区)。

〔図書〕(計1件)

広島市立大学国際学部 国際政治・平和フォーラム(編)、千倉書房、『広島市立大学国際学部叢書 世界の眺めかた-理論と地域からみる国際関係-』、2014年、199~222ページ。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

板谷 大世 (ITAYA, Taisei)
広島市立大学 国際学部 准教授
研究者番号：80264919

(2) 研究分担者

(計 0 人)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(計 0 人)

研究者番号：